

1. 議事日程（第5日目）

（平成19年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成20年10月1日  
午前10時00分 開議  
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）認定第 6号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- （2）認定第 7号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- （3）認定第 8号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- （4）認定第 9号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- （5）認定第10号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- （6）認定第11号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- （7）認定第12号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- （8）認定第13号 平成19年度安芸高田市水道事業決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	加 藤 英 伸	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ヲキミ	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。

委員	杉 原 洋	委員	玉 川 祐 光
----	-------	----	---------

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（18名）

市長	浜田 一 義	副市長	藤川 幸 典
総務企画部長	田丸 孝 二	会計管理者	立田 昭 男
八千代支所長	榎原 秀 克	美土里支所長	高杉 和 義
高宮支所長	近藤 一 郎	甲田支所長	垣野内 壮
向原支所長	南部 政 美	産業建設部長兼公営企業部長	金岡 英 雄
産業建設部経営管理担当	猪掛 公 詩	建設管理課長	河野 正 治
上下水道課長兼公営企業部水道課長	山本 孝 治	下水道担当課長	新川 昭 夫
産業建設部上下水道課主幹	上本 文 生	上下水道課主査（建設グループGL）	柿林 浩 次
上下水道課主査（業務グループGL）	叶丸 一 雅	水道課主査（企業グループGL）	近永 和 明

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

議会事務局長	光下 正 則	主査	児玉 竹 丸
主 任	倉田 英 治		

~~~~~  
午前10時00分 開議

川角委員長

それでは、改めておはようございます。

ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

玉川委員、そして杉原委員の兩名から欠席届が提出をされておりますので、御報告をいたしておきます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、昨日に引き続いて、認定第6号から認定第12号までの7件の特別会計決算並びに認定第13号、水道事業決算の認定についての審査でございます。

それではまず、認定第6号、平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

それでは、安芸高田市公共下水道事業特別会計におきます歳入、また歳出につきまして御説明を申し上げます。

なお、歳入につきましては決算書、また歳出におきましては主要施策の成果に関する説明書において説明をさせていただきます。

まず、決算書の239ページからお願いをいたします。事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入でございますが、加入者分担金といたしまして、調定額1,918万5,000円に対しまして収入済額1,767万円、収入未済額、これは7件で136万5,000円でございます。なお、時効となった1件を不納欠損といたしております。また、収入未済額のうち、その後、分納が2件ありまして、7月末現在で131万5,000円でございます。

次に、使用料につきまして、調定額3,125万1,742円に対しまして収入済額3,096万4,068円で、収入未済額28万7,674円でした。収入未済のうち17人おられましたが、8月末で7名、18万3,742円が未収入でございます。

次に、3款1項の国庫補助金につきまして、調定額6,095万円に対しまして収入済額4,515万円、繰り越しにより収入未済額が1,580万円でございます。

次に、一般会計繰入金といたしまして、調定額1億6,880万円のうち1億5,520万円が収入済額で、1,360万円が繰り越しのための収入未済となっております。

次に、繰越金といたしまして1,148万488円が収入済で、18年度からのものがございます。このうち555万8,000円が繰り越し事業に充当するものがございます。

下段の雑入といたしまして1,492万3,256円。これは消費税還付金のほか、次のページでございますが、吉田浄化センターへの浄化槽汚泥投入量を清流園の投入量相当といたしまして一般会計より歳入をいたしております。

なお、240ページの収入未済額5万円につきましては、分担金の報償金として支払った返還金の予定が19年度で収入未済となりましたので、掲げております。現在は分納で支払いを受けております。

7款の市債、公共下水道事業債といたしまして、調定額1億1,810万円のうち収入済額1億450万円借り入れております。収入未済につきましては、繰り越しによるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。主要施策の210ページからでございます。ここで全体の下水道全般につきましての総括ということで、この間事業の見直しにおきまして財政負担の軽減と事業の進捗を図る手法といたしまして吉田処理区、また八千代処理区でこれまでの集合処理での事業計画から単独での処理をします浄化槽の補助金型の変更の一部地域を切りかえる予定で19年度では調整を図ってまいりました。これは既に20年度では実施をいたしております。また、合併協定によります負担金の統一におきましては、19年度で調整し、既に20年度で全市統一をいたしております。

次に、公共下水道事業につきましてでございます。昨年公共下水道事業では、国道の占用工事の箇所が続きまして、いろいろと渋滞等も起こったわけでございますが、この1カ所につきまして総合評価方式での入札を実施いたしました。その中で提案をされました評価の高い業者での工事によりまして大きな苦情もなく完了したということでございます。

実施内容につきましては、1番で決算の概要を載せております。歳出の主なものとしていたしましては、施設費の管理費、建設費、また公債費でございます。

2番目の施設管理費でございますが、これは吉田の浄化センターにおきます処理場管理費に支出をいたしております。

211ページの施設の建設費でございます。まず表の見方でございますが、最初に認可事業費、それからこれまでの実施済み事業費、19年度での事業費、後年度の事業費ということで表を構成しておりますが、実施済み事業費、また今年度の事業費というのは実施済額、精算額でございますが、認可事業費におきましては認可を受けるための当初の申請額ということで概算額と御理解をいただきたいと思っております。したがって、概算額から精算額を引いたものが後年度事業費という形になっておりますので、後年度事業費におきましてもあくまで概算額だという御理解を願いたいと思っております。認可を平成6年から23年度まで受けております。現在整備率は人口で54%の整備率となっております。

主な実施工事につきましては、下段に掲げております。

この特別会計での成果ということで書いておりますが、事業認可が平成23年度ということでございます。この公共下水道区域全域の100%を達成するため、現在では平成26年度くらいまでを目指しまして認可区域であります用途区域全域の完了が課題となっております。そのためには事業費の集中、また選択が必要と考えております。

- 川角委員長 以上、特別会計につきましての説明を終わらせていただきます。  
それでは、説明を終わりました、これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。
- 入本委員 入本委員。  
1点お伺いします。下水道全般のところで、説明書210ページのところで  
けど、浄化槽の整備状況の中で対象外を見直したというふうな形で既に  
20年度は実施されたというふうにお聞きしたんですが、関係処理区の説  
明会はどのようにしておられるのでしょうか。その対象の説明会。
- 川角委員長 答弁を求めます。  
新川下水道担当課長。
- 新川下水道担当課長 19年度におきまして下水道、集合処理区域を浄化槽整備に切りかえる  
という形の見直しということで、実際の着手は20年度で行いしましたが、  
19年度におきましては吉田におきまして高規格道路等の事業区域におき  
ましては早期に住宅等の移転が生じるということで当初から地元の要望  
等が出ておりましたので、そういう区域につきましては啓発につきまし  
ては回覧文書等での事業区域の拡大ということで行っております。また、  
八千代処理区におきましても集合処理区域が大変事業がおくれるという  
声は合併後かなり出ておりました。そういう中での見直しを検討したも  
のでございますが、これも回覧文書等での啓発ということで検討してま  
いったところでございます。以上です。
- 川角委員長 答弁を終わります。よろしいですか。  
入本委員。
- 入本委員 八千代の場合は非常に当初から問題がありまして、処理区の問題があ  
ったんですが、今の回覧等だけでなかなかわかりにくい部分があるのか  
と思うんですが、そのあたりを正確に振興会の区長会議とか、そういう  
ところで支所単位が責任を持ってやられるのか、そのあたりは今後このま  
まで回覧だけで済まされるのか、それとも啓発については対応をどのよ  
うに考えておられるのか、再度お伺いいたします。
- 川角委員長 答弁を求めます。  
新川下水道担当課長。
- 新川下水道担当課長 詳しく浄化槽の特別会計のほうでも御説明をしようと思っておりました  
が、現在ここで言うております補助金型の浄化槽の整備というものは  
あくまで現在でも集合処理でやっていくという計画が残っております。  
国あるいは県に対しましてもそういう計画の中で進めておるといの中で、  
補助金型というのはあくまで整備を早く望まれる方に対して整備がおく  
れるためにその対応ができないかということで、国のほうも整備が時間  
がかかるものについては補助金型もいいですよということで認めており  
ますので、そういう中で非常手段ということではないんですが、暫定的  
な措置という考え方であります。そういう中でこれを市として積極的に  
やるという形に打って出るのは、今度は集合処理はもうやめて、次に市  
設置型の浄化槽にしていくんだという場合は、これは地元に出てそれぞ

れ説明する必要がございますし、昨年度も吉田の福原地区というところで農業集落排水をやめて浄化槽に切りかえた場合はその3地区に出向いて詳しく説明をしております。ただ、補助金型につきましては、あくまで暫定的な措置という中で、また予算組みも大変多くしておりません。それから補助金の体系におきましても市設置型のほうが財政的には有利だということで、補助金型はあくまで暫定的な措置という姿勢でありますので、回覧文書にとどめて、早期に望まれている方に対しましての補助金という形で啓発を進めております。これは今年度、また来年度に向けまして集合処理の区域を大きく見直す考え方も今出ておりますので、そこらではっきりいたしましたら皆さん方の市民のほうにはしっかり説明をしていきたいという考えで現在はあります。以上でございます。

川角委員長 ほかには質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、認定第7号、平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 特定環境保全公共下水道事業特別会計におきまして決算書について歳入から御説明を申し上げます。

事項別明細書の253、254ページをお願いします。歳入でございます。加入者分担金といたしまして収入済額1,554万円。

また、使用料といたしまして、調定額7,934万5,613円に対しまして収入済額7,857万1,714円で、収入未済額74万9,970円ございました。また、時効によります不納欠損を2万3,929円実施をしております。なお、8月末現在での収入未済額につきましては、19名で63万7,830円となっております。

続きまして、国庫補助金でございますが、調定額2億3,245万円に対しまして収入済額2億1,579万円でした。収入未済額1,666万円は、繰り越しによるものでございます。

次に、県補助金といたしまして150万円の収入済みでございます。これは八千代処理区におきます合併支援による県費補助でございます。

次に、繰入金といたしまして、調定額3億2,767万9,000円に対しまして3億2,058万9,000円ございました。なお、収入未済額709万円につきましては、繰り越しによるものでございます。

6款の繰越金といたしまして2,133万6,484円でございます。

次に、雑入でございます。収入済額1,777万8,961円でございますが、内訳といたしまして、次のページ、消費税の還付金が845万9,961円、またその他の雑入といたしましては甲田の浄化センターにおきます浄化槽

汚泥の投入につきまして一般会計からの雑入でございます。

市債につきましては、収入済額1億7,180万円、また収入未済額におきましては700万円、これは繰り越しによるものでございます。以上、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。211ページをお願いいたします。下段の総括から御説明を申し上げます。特定環境保全公共下水道事業では、八千代、甲田、向原の処理区におきまして継続的に事業実施をいたしております。

八千代処理区におきましては、昨年10月に処理場を供用開始し、管路整備につきましても継続しております。

それから甲田処理区におきましては、現在の処理場を増設工事ということで19年度に着手をし、20年度で完成を目指しております。現在既に土木工事が完了いたしまして、設備、電気工事に入っており、2月ごろには完成の予定で運んでおります。

次に、向原処理区におきましては、現在向原中央、また向原南処理区、2つの処理区を一つの向原中央浄化センターにおきまして処理をしております。不明水等の問題あるいは処理水がどうしても冬場には機能が低下するというので、これらについての対応策等を19年度で図ってまいりました。

実施内容につきまして、212ページでございます。決算の概要につきましては、1,000円単位で載せております。歳出の主なものは、同じく管理費、建設費、公債費に支出をいたしております。

2番の施設管理でございますが、処理場につきましては3つの処理場の施設管理を行っております。

次に、施設の建設でございます。それぞれ処理区ごとに表を掲載しております。この表も先ほど説明いたしました概算費あるいは実施済額という形で御理解を願いたいと思います。

八千代処理区におきましては、現在整備率が34%できております。

それから次のページ、甲田処理区におきましては、整備率が92.6%ということで、平成20年度の予算、それから来年度の残りの事業で甲田処理区におきましては100%の事業完成を見込んでおります。

それから向原処理区におきましては、平成元年から事業を進めておりますが、整備率は100%ということでございます。平成19年度では525万円という工事をしております。下段に掲げておりますけれども、後から同じ処理区の中で家が建ったということで追加の工事を実施しております。

それぞれ詳しい実施工事につきましては、下段に示しております。

八千代処理区におきましては、19年度で浄化センターの建設工事を終えております。

それから甲田処理区におきましては、浄化センターの工事を着手をし、20年度で完成という予定でございます。

向原処理区におきましては、先ほど説明いたしました管路工事を実施をいたしております。

214ページの成果と課題ということで書いております。八千代処理区におきましては、既に浄化センターが供用開始をしておりますので、これに向けた管路整備の拡大、また加入促進を図っていく課題がございます。

また、甲田処理区におきましては、今年度で処理場が完成する、また事業のほうも来年度で終わっていくということで、最後の整理が残っております。

向原処理区におきましては、それぞれまだ向原南処理区の処理場の跡地の問題あるいは不明水対策等も含めまして今年度ある程度の見直しあるいは対策を講じまして、来年度へ向けて次の事業の実施、これはこういった処理場をどうするかという形になりますと新たな認可変更を受ける必要がございます。また、事業の認可を受ける中で市民の皆さんの意見を聞くという形の中で、詳しいことにつきましては委員会等で報告、協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから吉田処理区におきましては、まだ特定環境保全公共下水道事業は区域を定めておりません。そういう中で予定としては現在あるわけでございますが、先ほども説明いたしましたように、そういった予定区域の中で整備を急がれる方に対しまして補助金型で浄化槽の対応をしておるとというのが現状でございます。以上でございます。

川角委員長 以上で説明は終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
今村委員。

今村委員 八千代は昨年供用開始が始まったわけでございますが、甲田、向原の加入率ですね、世帯ごとの、その説明をお願いしたいのと、それから甲田の処理区でございますが、9月初めにちょっと集中豪雨の形で1時間48ミリの豪雨があつて、付近一帯が浸水をした事例がございます。この甲田処理区についても地域的にどうもその心配があるやに思うんですが、そのことについて事務局はどういうふうにお考えなのか。

それから向原も同様に、不明水との関係において処理能力なり、あるいは事業への変更も行わなければならないというようなことが出ておりますが、そこら辺を含めて危機管理対策についてどういうふうにお考えか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

川角委員長 以上ですか。  
今村委員 はい。  
川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長 新川下水道担当課長。  
加入率につきましては、一般会計のほうで御説明をしておりますが、ページでいいますと成果のほうの110ページでございます。中段の表に



掲げております右側の加入率で甲田で80.7%、向原で90%ということで、これは集合処理と浄化槽を含めた加入率ということで御理解をください。

それから事業別の加入率ということでございますが、甲田の特環におきます加入率は現在といたしますが、19年度末で71.6%、戸数では78%でございます。世帯ではですね。それから向原におきましては、世帯で向原中央のほうで92%、向原南処理区で87.4%、これは人数では逆にちょっと高くなっているんですが、そういう状況でございます。

それから浸水対策等の懸念ということでございます。こういった中山間地の処理場というのは、分流式といたしまして汚水と雨水が分かれて処理をするという形になっております。大都市、東京とか広島市なんかは雨が降った場合、雨と汚水と一緒に処理をして海に流しておるというのが現状でございます。やむなくそういった処理場にも雨水が入る場合もございますが、こういった場合はある程度処理が同じようにできませんので、そういう中で一緒になって流れるという形もありますが、一応マンホールの方はある程度の雨が降っても直接流れ込まない構造にもなっております。そういう中でどうしても低い土地に処理場がある場合は、そういった形もございますが、前回の雨につきましてはかなりぎりぎりのとこまで浸水をしたという形がございましたが、処理場のほうの影響というのは、大きなそういった水質につきましての影響というのは、若干安定するまでは時間がかかるわけでございますが、被害的にはないということでございます。水質が悪くなるという形にはなりません。

それから向原処理区におきまして、いろいろ課題があるということでございます。これはもう安芸高田市の中では早くに、また県内では一番に下水処理がされたということで、施設の当初の方式等がいろいろ普及していない中で方式を採用しておられます。そういう中で現在細かく検討しておりますが、今向原南処理区の処理場用地も確保しておるわけでございますが、なるべく経済的にも有利な形で現在の処理場をじゃあ改良して新しく事業を起こしていくかというような考え方も出てきておりますので、そういった結論を今年度から来年度にかけまして次の事業展開に持っていきたいと現在考えております。

それから危機管理ということでございますが、向原処理区におきましては一部瀬戸内海のほうに流れているということで、水質の基準が大変厳しいものになっております。そういう中で水質は毎月県へ報告をし、県からはまた国へ報告するというような処理場の排水基準がございます。そういう中で県のほうもそういった基準値をオーバーした場合はしっかり指導を受けますし、我々のほうも毎月そういった基準値内の中で維持管理をしていくという体制で、現在支所も含めまして業者を含めて同じような対策を講じながら鋭意努力をしているところでございます。以上です。

川角委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、認定第8号、平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長

農業集落排水事業特別会計について御説明を申し上げます。

決算書では、267、268ページでございます。この会計につきましては、市内6町全域で取り組んでおります。これまで事業によりまして12の処理施設での市内の汚水処理を行ってきたところでございます。19年度におきましては、吉田の入江地区で管路工事が残ってございましたが、おおむね終了いたしております。

まず分担金といたしまして、調定額2,577万1,000円に対しまして収入済額2,514万4,000円で、収入未済額52万7,000円ございました。未済額、7月現在におきまして、3人分でございますが、52万2,000円未済でございます。また、不納欠損を2件行いました。これは本人死亡によるもの、また相続人全員放棄で請求先がないため5年の時効によるものでございます。

使用料につきましては、調定額7,395万9,887円、収入済額7,286万1,011円、収入未済額は101万8,992円ございました。未済額、8月末現在で94万3,300円で、17名分でございます。不納欠損におきましては、3件2名の方で7万9,884円で、これも時効となったものでございます。

登録手数料につきましては、排水設備の工事指定店の新規登録、また更新の手数料といたしまして30万円、26件を収入いたしております。

それから事業による補助金といたしまして、入江地区の事業に対しまして3,008万1,000円の県の補助金の受け入れとなっております。

財産収入といたしまして利子及び配当金3万2,927円歳入し、繰入金でございますが、一般会計より2億7,870万円収入し、繰り越しによりまして320万円未収、また繰越金といたしまして18年度より2,266万3,260円収入をいたしております。

雑入でございますが、次のページでございます。消費税還付金、またその他雷の被害に対します共済金として合計で257万6,658円を収入し、市債につきましては9,010万円を借り入れいたしております。収入未済につきましては、繰り越しによるものでございます。

なお、昨日の入本委員の質問の中で農業の総務費のほうへ一般会計からの繰入金が入っておる質問があったと思います。決算書で104ページでございますが、現在説明をいたしました一般会計繰入金は、ここから支出をされております。なぜここに組んであるかという形でございますが、あくまで農業集落排水事業の目的というのは農業地域の環境改善あるいは水質保全という目的でございますので、それぞれ関係の費目から

一般会計へ繰り入れております。参考までに公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、建設の都市計画費の中から繰り出しております。また、浄化槽あるいはコミュニティ・プラントの特別会計におきましては一般会計の環境費のほうから繰り出しておるという形で予算組みがされておりますので、御説明を申し上げます。

それから内容ということで質問があったと思います。繰越明許費の320万円ということでは、これは後で説明します入江地区におきまして管路工事が残っておりますので、その予算でございます。

それから不用額が827万8,000円ということで多額になっております。これにつきましては決算書の歳出のほうで農集のほうを見ていただくと説明できると思いますが、271ページ、272ページをお願いします。歳出のほうでそれぞれ不用額が右の欄に掲げております。一般管理費のほうでは27節の公課費が大きいものでございますが、これは消費税が不用になったということでございます。

それから2款の施設管理費のほうで大きいものとしたしまして12節の役務費117万9,400円でございますが、これは入江浄化センター等の汚泥の処理費が少なかったということで不用になっております。それから施設の建設費のほうで265万ありますが、15節の工事請負費、次のページでございます。220万円が大きなものでございますが、これは入江地区が最終年度ということである程度予算を持っていたということ、また入江地区におきましては18年度からの繰り越し予算がございまして、この予算で19年度分をある程度消化をいたしましたので、不用額がふえたという形になっております。これの合計が大きなものでございます。

それでは続きまして、歳出のほうで説明をさせていただきます。主要施策の説明書のほうでは、214ページからでございます。全体的な総括ということで、これまで各処理区終わっておりまして、19年度におきましては吉田処理区の入江地区の管路工事を実施しております。管路工事は、繰り越しを除いておおむね完了しております。また、向原処理区におきましては、処理場がかなり古くなってきているということで、これからは機能強化という対策の事業が残っておるという形になります。

実施内容におきまして決算額を載せております。歳出の主なものとしたしましては、同じく管理費、建設費、公債費でございます。

次のページ、施設管理費でございますが、現在市内12の処理場を管理いたしております。

それから3番の施設建設費でございます。これは吉田処理区の入江地区におきます事業費の表でございます。認可は、19年度で終わっております。工事につきましても下段のとおりでございます。

成果ということで書いておりますが、これまで農業集落排水事業の計画が残っておりました可愛地区、特に福原地区におきましては圃場整備も終わっておりますので、こういった地域におきまして浄化槽整備に切りかえるという形の中で、これは市設置型という形になりますが、地元

の御意見等を聞くというのが19年度でございました。そういう中で浄化槽整備に切りかえてもいいよという意見が出てまいりましたので、そういう中で既に平成20年度におきまして浄化槽の市設置型に切りかえて見直しを実施いたしたところでございます。

それから向原処理区での課題ということでございますが、2番の施設管理におきます5つの処理場を持っております。向井原浄化センターにおきましては、昭和56年につくったものを合併後建てかえをいたしております。それから万念喜浄化センターにおきましては、平成11年に内部の改造を実施いたしております。次に、坂上につきまして平成7年に建設をされまして、次がこういった老朽化が出てくるという、次の対策が懸念をされるところでございます。以上でございます。

川角委員長 それでは、以上で説明終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。  
藤井委員。

藤井委員 入江地区の農集の件でございます。入江地区は私の地元でもございますので、農集計画段階から地元交渉なり、いろいろかかわってこさせていただきました。19年度供用開始ということで、ほぼ入江地区の農集も終わったわけですが、この計画の段階で地元との事業説明なり、また終末処理場の位置なり検討したときに地元のほうからその処理場の周りの農道舗装の要望が出ておったわけですね。これは当初吉田町時代に取り組んで、そのときに供用開始までには農道舗装もしますという約束をしておったわけでございますが、その後、合併いたしまして、前児玉市長、また担当課のほうへも何度かその旨をお伝えしてまいりましたが、今現在供用開始になっても農道舗装がまだできてないわけですね。地元から供用開始までということがあったけども、どうなってるんだろうかということがございます。当初かかわり合いを持っておられました前浜田町長でございますので、そのときの積み残しがまだ現在残っておるわけでございます。ここらあたりどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

川角委員長 答弁を求めます。  
新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 事業の実施におきます地元のいろんな要望というのがございまして、そういう中で農道舗装と、もう一つ水路の底張りをコンクリートということで伺っていたわけでございます。

そういう中で水路のほうの下流に対します対策という中で事業のほうは取り組んでおります。

それから舗装につきましては、農道的要素が強い中でなかなか事業の中で取り組むというのが難しい形があったわけでございます。他の事業メニュー等もいろいろ検討をしたわけでございますが、なかなか実施が難しいという状況もございまして現在できていない状況でございます。

それから特に直接窓口のほうにも地元の代表が話をされまして、そういった方への回答も一応いたしておるのは事実でございますが、これを完結するということになりますと新たな予算が必要ということで、課題としてとらえております。

川角委員長 よろしいですか。

藤井委員。

藤井委員 今担当課長のほうから説明があったとおりなんです。事業としては難しい。しかし、この農集の計画の段階で地元にはそういう要望を受け入れるということに私はなってると思いますよ。だからこの事業が今の県の農道舗装には当てはまらないということでございますが、先ほども一般会計から繰り入れをされておって、不用額も当然出てるわけですよ。一般会計のほうから予算づけをしてきちっと地元の皆さんにお返しをするというのが本来の私は筋だと思うんですよ。着手するときにはええことを言うとして、結局は事業がないから難しいということになると住民の行政不信というのはますます募ってくるわけでございます。だからそこあたりをどのようにお考えなのかということをお伺いしてるわけでございます。

川角委員長 答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございますが、当然事業をするときに地元とのいろいろな協議なりやらせていただいとる中で、今ございましたようにいろいろ事業調整等で取り組むことをやってきましたが、実際にまだそれが施工されてないということにつきましては今後、我々も十分受けとめさせていただきまして課題として整理をしたいというふうに思っております。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了をいたします。

続いて、認定第9号、平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 それでは、決算書の事項別明細書281ページ、282ページをお願いいたします。歳入でございますが、分担金1,736万円を歳入いたしております。

使用料につきましては、調定額7,816万6,183円のうち収入済額7,742万3,209円、収入未済額74万2,974円でございます。8月末現在で57万5,746円、12名の方が収入未済という形になっております。

次に、国庫補助金でございますが、補助率が3分の1ということで、

1,298万2,000円収入いたしております。それから予算額に対しまして収入が少ないということでございます。この補助金につきましては、交付金での対応ということで18年度、また19年度で年度間調整をいたしまして国から収入をされますので、18年度で実際の設置基数より多く国費が歳入となっているため今年度では交付金は少なくなって入っております。

それから県費補助金につきましては、市の起債借り入れに対しまして県の補助制度がございますので、122万7,000円歳入をいたしております。

利子につきましては1万2,237円、また一般会計より8,286万1,000円繰り入れております。

繰越金につきましては1,303万2,683円で、18年度より繰り越しております。

下段の雑入でございますが、消費税還付金等で17万3,605円ございました。

次のページ、市債につきましては2,470万円を借り入れております。

次に、歳出でございます。主要施策の216ページからでございます。この事業につきましては、主に吉田、美土里、高宮、甲田の処理区で行っております。また、整備手法といたしまして一般会計での個人の方に補助していく設置、1番と、この特別会計で行います市が設置管理をしていく市設置型がございます。19年度におきましては、吉田の処理区で先ほど説明しました福原地区、また吉田の飛諏訪地区におきまして意見を聞きながらこの浄化槽整備区域への切りかえの準備をしたところでございます。20年度で実施をいたしております。

実施内容でございます。決算の概要につきまして表を載せております。歳出の主なものとしたしましては、管理費、建設費、公債費でございます。

浄化槽の管理につきましては、2番で全体で現在19年度末で1,890基の維持管理をいたしております。施設の建設費におきましては、事業の認可を受けている中で今年度8,690万1,000円を事業実施いたしております。この事業認可は、平成22年まで530基をするという形で認可を受けておりましたが、現在おおむね、当初は200基等やっていたわけですが、年間100基前後で推移をいたしております。実施工事につきましては、平成19年度では全体で95基の設置をしております。

成果と課題ということで掲げております。それぞれ吉田処理区、また八千代処理区におきます集合処理がなかなかできないという地域に対しまして一般会計での補助金型の浄化槽整備による見直しを検討し、平成20年度で実施をしております。

また、課題ということで設置基数の確保をするために未設置の方に対しまして啓発をこれからもしていくことが必要でございます。また、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換をしてもらう、それから浄化槽汚泥の適正処理をしっかりとっていくということが大事であると考えております。浄化槽は、使用をそれぞれ個人の方にゆだねているということで、水質

浄化につきまして個人差が出るということで、これから基数をふやしていく中で維持管理の難しさが出ているというのが現状の課題でございます。ただ、市内、県全体におきます維持管理体制あるいは法定検査を年1回それぞれ受けておるわけでございますが、県内の中では一番安芸高田市が進んでおるといのが現状でございます。以上でございます。

川角委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

入本委員。

入本委員 収入未済額で本来合併浄化槽の場合は上水の場合は見やすいかと思うんですが、これの12名の中で個人の水道と、それから上水とがあるかと思うんですが、どういうふうな分類になっているのでしょうか。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 申しわけありません。質問のちょっと内容が把握できなかったんですが。

川角委員長 暫時休憩します。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~

川角委員長 再開をいたします。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 現在滞納対策ということで、下水の場合も水道課とそういった給水停止というような手段と一緒に出向いております。そういう中で浄化槽につきましても市の水道を設置されておる方はそういう対応ができるわけでございますが、井戸水等の使用もございまして、そういう中でそういう給水停止という手段はできないわけでございますが、それが原因で同じように水道と比較して多いとかいう形での理解はしてない状況でございますが。

川角委員長 以上ですか。

新川下水道担当課長 はい。

川角委員長 入本委員。

入本委員 基本的に収入未済額については、どの担当課によっても聞いておるわけですね。そうするとやはりただ数字を言われるだけでは、先ほど時効になったというふうな形で言われたんでは理解ができない部分があるわけですね。やっぱりその原因をこのあたりをはっきり把握してもらったものをこういう時期に報告してもらおうという、我々も聞かなければいけないということがあるかと思うんです。そういう点で原因がどこにあるのかということを知りたいわけなんで、その点が把握できれば教えていただきたいと思っております。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 浄化槽の使用料につきまして現在の段階で60件57万5,746円の滞納がございます。その内訳といたしまして、既に分納確約とか分納中をされている方が5名、それから市外の転居あるいは本人が死亡、行政不信という方がそれぞれ1名ずつ3名、それから連絡をしているが、なかなか入れてもらえないという方が4名ということで、12名の方が関係者でございます。そういう中で努力をいたしております。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はございますか。

金行委員。

金行委員 1点お聞きします。この浄化槽の整備でございますが、甲田、向原はかなり浄化槽が進んでおりまして、この浄化槽の合併が19年度当初は100基ぐらいだったと思うんですが、100基ぐらいで95件の合計のあれが出ていますが、いろいろな国からの縛りがありますが、傾向としてはこれは年々100基ぐらいの目標で行われていると思うんですが、その数字というのはまたふえていく可能性はあると認識していいんですかね、それを1点お聞きします。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 216ページに載せております事業認可におきます事業予定においては、おおむね予定どおり推移をしております。そういう中で、これまでそれぞれ各処理区で設置をしておりますが、啓発も含めてあくまで浄化槽につきましては個人の方が、排水設備も伴います、家の改修も伴いますので、そこらでの決断というのは市内に排水設備業者等おりますが、それらがある程度営業に回って決断をされるということも多々あるかと思えます。そういう中で既にもう新築をしたり希望が多い人はやっておられまして、これからはなかなかそこらが決心がつかない方とかひとり暮らし、老人の方で1人だけで要るんかのような方もおられます。そういう個々の事情がなかなか全部が把握し切れておりませんが、そういう中でおおむねこういった形でこれからも推移をしていくんじゃないかと思っております。ただ、これから来年度にかけまして吉田とか八千代の大きな処理区に集合処理から例えば浄化槽整備に切りかえるというような形になってまいりますと若干そういった希望者がふえてくると思えます。そういう意味で国の予算のほうは、浄化槽の整備の補助金は増額をしているような状況でございますし、各市町も今からは浄化槽整備による個別の処理方式に切りかえていくような傾向にございますので、そういった中で浄化槽も同じように集合処理と性能が一緒なんだというような啓発もしながら、また個別に今浄化槽整備につきましては権限移譲になりまして、県のほうから我々のほうにそういった個別の情報も入っております。どの方が未設置だということも今それぞれ集落ごとに把



握をしておりますので、そういった中である程度集中した啓発もこれからしていく必要がございますし、そういう中で予算組みもしていきたいと考えております。

川角委員長 ほか質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

それでは、ここで11時20分まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

川角委員長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、認定第10号、平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 それでは、決算書の295、96ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入から御説明をさせていただきます。まず分担金でございますが、25万円の収入済みでございます。

それから使用料につきましては83万3,008円、収入未済額につきましては6,174円、お一人が未済でございます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、380万円ございました。

繰越金につきましては582万9,517円で、雑入はございません。

次に、歳出でございます。主要施策の217ページをお願いいたします。この会計は、甲田処理区での吉田口地区での処理場の維持管理が主なものでございます。

1番の実施内容ということで、決算額、表のとおりでございます。

次のページ、218ページ、処理場につきましては、吉田口の浄化センターということで維持管理をいたしております。

課題ということでございますが、この地区は戸数が少ないということで加入促進は課題でございます。現在加入率が50戸のうち35戸の方が既に分担金を納入されまして、27戸の工事が完了いたしております。今年度が20年ということで3年目となりますので、全戸の加入を目指して啓発を進めておるところでございます。個別に支所のほうで事情調査等をしていただいておりますが、実際に空き家になっているところが5戸、また作業所が3戸、借家が3戸ということで、加入される対象となりにくい家もございますので、それらを除いた方への残りのほうへ促進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

川角委員長 以上で説明を終わります。

これに対して質疑はございますか。

入本委員。

入本委員 支出のほうで、多分これも13万3,000円充当されてますが、雷だと思うんですが、この避雷針対策等はどういうふうになっとるんでしょうか。違っていたらまたいいので。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 雷被害ということで、コミプラ（コミュニティ・プラント）に限らず処理場の電気関係につきましてはそういった被害が多いのが状況でございます。そういった対策につきましてある程度お金をかければそういった対策ができるわけでございますが、見積もり等いたしますと五、六百万とかいう形で出てまいります。そういう中で、現在ではそれぞれの処理場にそういった対策をするべきかどうかというのは考えどころなところでございますが、すぐに処理場がとまって影響が出るという形にならないように業者等通じてそういった緊急対応はしているところでございます。また、実際に被害を受けますと保険等での対応ということで現在はいたしておるところでございます。

川角委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はございますか。

明木委員。

明木委員 前年度に比べて予算額がふえていますけども、どういう要因でしょうか。

川角委員長 答弁を求めます。

明木委員 決算額でした、済みません、予算でないです。

川角委員長 質問内容、違いましたか。もう1回、ちょっと繰り返してください。

明木委員 18年度と19年度の決算額を比較した場合に、決算額がふえてますけど、これの要因についてお伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 18年度に供用開始をした処理場が現在かなり加入がふえてまいりまして、そういった汚泥の処理の費用等も当然ふえております。そういったものが主な要因だと考えております。

川角委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 この特別会計なんですけど、要素的には普通会計というところで一般会計に含まれてもいいのかなというふうに考えるんですけど、性質的にはやはり特別会計として下水処理という部分でやるのがやっぱり望ましいのかなというふうに考えます。その場合、この決算を見ると、県、国からの補助金等の対象にも今はなっていない状況にありますから、そういうところ、例えば公共下水道、もしくは特環とか、ほかのところを組み込んでやることによって効率化、またコスト削減が可能ではないかな

というふうに考えるんですけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

川角委員長 答弁を求めます。

新川下水道担当課長。

新川下水道担当課長 コミュニティ・プラントにつきましては、当初は環境省の事業で行っております。そういう中で、それぞれ国の指導の中で事業の組み立てと申しますか、資産の流れがわかるという意味では、基本的には特別会計で分けて会計をなささいという指導がございますので、現在そういった形になっております。また、公共下水と特環というのは同じ会計の中で処理ができますので、一緒にできないことはないわけですが、いろんな会計処理の中でこれまでずっとそういった経緯がございますので、現在も分けて特別会計で実施をしているのが現状でございます。

川角委員長 答弁を終わります。

続いて、明木委員。

明木委員 確かに国の指導でいろいろと特別会計を持たれてますけど、先日、介護保険と介護サービスの関係についても同じような質問をした際に、やはり国の指導でやってるということで、調査をいただきました。そうすると、県内で13のうち5、38.6%の市町村においてそういうのを一緒に会計を行っているという経緯もあります。国の指導によっても、それは以前はそうだったかもしれませんが、今の財政状況を考えると、やはりその辺も考えながら効率を上げていく、またコスト削減にもつながっていくことなので、検討をすることが必要ではないかなと思います。また、先ほど言われましたように公共下水道、特環については性質上非常に似てるということで、経緯がこれまでそうだったからというのも、やはりその辺あたりも見直していけば、こんなにたくさんの特別会計を持つ必要がなくなってくるというふうに考えますので、そのあたりどのようにお考えか、また今後どのように取り組まれようと思われるかお伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございますが、今御指摘ございましたように、公共下水道、いわゆる国土交通省所管、あるいは農業集落排水事業、農林水産省所管、また浄化槽につきましては環境省というような、それぞれの国の制度がございます。その中で、いわゆる受益者が確定できるものについては受益者負担という原則、それを特別会計で取り扱うということでこれまで取り組み、私ども受けております。ただ将来的に、今御指摘ございましたように、それぞれの所管がございますので、そこらの中である程度運用等がうまくいく、あるいはいけるというような状況がございましたら、今後の課題としてそういう整理ができるものは検討をしていきたいというふうに思っております。

川角委員長 答弁は終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、認定第11号、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

山本上下水道課長。

山本上下水道課長 それでは、平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算についての要点の御説明をいたします。

説明資料の歳入歳出決算書305ページをお願いいたします。1款の分担金及び負担金の収入額が1,535万9,600円となりました。これは1項新規加入者分担金といたしまして吉田給水区9件、八千代給水区9件、美土里給水区2件、高宮給水区12件、甲田給水区20件、向原給水区16件の計68件の583万2,500円であります。2項負担金は952万7,100円でございますが、内訳は、主要施策のところの説明させていただきます。

続きまして、2款の使用料及び手数料でございますが、調定額1億9,519万3,886円に対しまして収入額が1億8,869万5,683円となりました。不納欠損額は平成11年度から平成14年度までの7件分、27万1,876円です。それから収入未済額は938件の622万6,327円となりました。

次に、3款の国庫支出金でございますけど、調定額、収入額は同額の2,363万9,000円となりました。

次に、4款の県支出金でございますが、調定額、収入額は同額の1,001億412万円となりました。

次に、307ページをお願いいたします。6款の繰入金でございますが、1項の他会計繰入金は一般会計繰入金といたしまして2億8,760万円となりました。2項基金繰入金は簡易水道事業繰入金といたしまして59万3,000円となりました。

次に、7款繰越金ですが、1,586万8,787円となりました。これは18年度決算によるものでございます。

次に、8款収入でございますが、2項雑入368万77円となりました。これは消費税の還付金といたしまして317万7,662円、建物共済の保険還付金等39万415円でございます。

次は、主要施策の成果に関する説明書をお願いいたします。219ページからとなります。決算書では309ページからとなります。これによりまして、歳出の主なものを説明させていただきます。

このページには、(1)市内給水区、19年度末の状況を載せております。19年度末の給水人口は9,906人、有収水量92万3,512トンとなっております。

次に、(2)につきましては、施設管理費の光熱水費2,685万3,010円でございますが、ポンプ等の電気代等が主なものでございます。修繕費

1,582万9,407円につきましては、落雷等によります電気計装、水道管の埋設等によります道路の路盤復旧などが主なものでございます。

続きまして、220ページをお願いいたします。委託料4,736万7,850円につきましては、水質検査、施設の警備、施設の保守点検等が主なものになっております。次に、維持修繕工事費1,110万7,950円は、施設のフェンス工事、配水管の修理、膜ろ過器の修繕等になっております。続きまして、その他経費でございますが、1,299万3,227円はテレメーター等の通信運搬費、消毒薬等の薬品代が主なものでございます。

次に、補助事業でございますが、平成18年度の9月に八千代給水区で起きました大雨災害によります配水管の流出事故、根之谷2カ所、佐々井1カ所の計3カ所の復旧工事費969万2,985円でございます。

続きまして、生活基盤近代化事業、水道拡張、八千代給水区8,212万5,000円でございますが、継続事業で19年度において老朽管の更新を1,552メートル行いました。

次に、中山間地域総合整備事業、営農飲雑用水施設整備、甲田給水区、高地長屋地区の1億7,377万4,000円でございますが、19年度は水道管の工事4,905メートル、配水池24トン、電気計装設備一式でございます。なお、この地区における工事はこの20年度ですべて完了する予定にしております。

次に、221ページをお願いいたします。先ほど歳入のところで述べさせていただきました工事負担金の詳細になります。水道施設支障移転、八千代給水区でございますが、県の河川、本源寺川河川改修工事に伴う水道管移設工事費729万3,000円、八千代病院の増床に伴います病院拡張工事のため水道管の移設工事費337万7,000円でございます。

続きまして、一般会計からの繰入金2億8,760万円の内訳を記載しております。

次に、成果、今後の課題といたしましては、安全・安心でおいしい水の供給を通しまして、給水区域内の皆さんの信頼のもと、安芸高田市全人口減少傾向の中ではございますが、給水人口の増加に努めていきたいと考えております。また、水道料金の統一についても、合併協議会で確認のとおり、平成21年度をめどに調整をしてみたいと考えております。大方の料金体系が決まり次第、議会の皆さんにお諮りしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で簡易水道事業の説明を終わらせていただきます。

川角委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、認定第12号、平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計

決算の認定についてを議題といたします。

関係課長から要点の説明を求めます。

山本上下水道課長。

山本上下水道課長 それでは、飲料水供給事業特別会計の決算について要点の説明をいたします。

説明資料の歳入歳出決算書321ページをお願いいたします。2款の使用料及び手数料は221万4,770円となりました。3款繰入金は一般会計より800万円となりました。4款繰越金は61万3,155円となりました。

続きまして、主要施策の成果に関する説明書をお願いいたします。ページ数は222ページとなっております。水道使用料等の状況、施設管理費等を記載いたしております。19年度末の給水人口は、下福田、すだれ地区を含めて139人、有収水量は9,823トンです。

成果及び課題といたしましては、使用料の増加の非常に厳しい中ではありますが、経営努力で安全・安心のおいしい水の供給に努めてまいりたいと考えております。

以上で飲料水供給事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

川角委員長 以上で説明は終わります。

質疑はございますか。

明木委員。

明木委員 これも先ほどと同じことが言えると思うんですけど、コミュニティ・プラントで言った質問の内容と同じなんですけど、飲料水供給事業ということで、やはりこの分についても今から経営努力をしていかないといけないという今の説明もありましたとおり、水道事業としてとらえられれば水道事業のほうでやることも可能なんじゃないかなというふうに考えられるんですけど、そのあたり、どのようにお考えかをお伺いいたします。

川角委員長 答弁を求めます。

金岡産業建設部長。

金岡産業建設部長兼公営企業部長 ただいまの御質問でございますが、実は国あるいは県のほうを通じて今、指導が入っております。といいますのは、水道事業におきましては平成28年度経営統合をするようにということで、いろいろ条件がございますが、安芸高田市の場合もこの条件の中に当てはまりますので、28年度には少なくとも公営企業等も含めてこの事業も統合するという方向が必要だろうと思っておりますので、そういう中で今後十分検討をさせていただきたいと思っております。

川角委員長 ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、認定第13号、平成19年度安芸高田市水道事業決算の認定についてを議題といたします。

所管部長の概要説明を求めます。

金岡公営企業部長。

金岡建設部長兼公営企業部長

それでは、平成19年度安芸高田市水道事業につきましての決算でございますが、現在、吉田給水区、甲田給水区で公営企業での経営をしております。

決算内容につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

川角委員長

山本上下水道課長。

山本上下水道課長

それでは、平成19年度安芸高田市水道事業決算について、主なものの説明をさせていただきます。

川角委員長

暫時休憩します。

~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~

川角委員長

それでは、再開をいたします。

説明を求めます。

山本上下水道課長

失礼しました。

それでは、平成19年度の安芸高田市水道事業の決算について、主なものの説明をさせていただきます。

まず、11ページをお願いいたします。収益費用明細書についてでございますが、まず収入、款1の事業収益2億6,919万3,291円となりました。その内訳といたしまして、項1の営業収益2億6,836万6,732円、目1の給水収益は2億6,346万2,192円でございます。内訳といたしまして、3月末の調定件数は、吉田給水区3,898件、甲田給水区1,854件で、合わせて5,752件となります。項2営業外収益、目3の雑収益81万1,973円ですが、主なものは建物共済給付金等でございます。

次に、支出に参ります。款1の事業費2億4,853万9,776円となりました。項1の営業費用2億1,442万197円、次に目1原水及び浄水費5,978万6,668円ですが、これは取水、浄水、配水池までの費用でございます。節4の動力費1,548万9,496円の主なものは電力費でございます。節5の修繕費2,006万7,243円の主なものは取送水ポンプの修理、監視装置の修理などでございます。続いて、12ページをお願いいたします。節7の委託料2,082万4,592円でございますが、主なものは緩速ろ過器の砂の削り取り、電気関係の保守点検の年間委託料、坂巻浄水場の管理業務委託料等でございます。

次に、目2配水及び給水費でございますが、2,992万6,093円でございますが、これは配水池から各家庭までの費用でございます。節4の修繕費1,661万6,585円、配水管の漏水修理工事費等が主なものでございます。次に、節7委託料1,094万4,688円でございますが、主なものといたしましては、メーター検針、漏水調査、水質検査委託料でございます。

続きまして、目3受託工事費39万4,800円は消火栓の修理工事の受託費でございます。

次に、目4総係費でございますが、6,212万6,749円につきましては、節1、2、3は職員の給与、手当等でございます。節11の委託料でございますが、主なものは会計業務、水道使用料の取り扱いに対する委託料でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。目5の減価償却費、節1有形固定資産減価償却費6,085万8,451円となりました。

次に、項2営業外費用3,410万7,505円は、目1、節1の企業債利息3,385万3,456円となりました。

続きまして、14ページをお願いいたします。資本的収支の収入でございますが、款1資本的収入2億3,661万6,200円となりました。

項1の分担金、節1の加入者分担金1,030万の内訳は、13ミリが68件、20ミリが21件、40ミリが1件、50ミリが1件でございます。

次に、項2の工事負担金でございますが、節1工事負担金6,707万6,200円は下水道工事に伴う水道管の支障移設の工事費でございます。甲田浄水場移転に伴う県からの工事負担金となっております。

項3補助金2,944万円は、甲田浄水場移転工事に伴う国の補助金でございます。

項4の企業債1億620万円、水道事業に伴う借入金でございます。

項5の出資金2,360万円は、一般会計からの出資金でございます。

続いて、支出でございますが、款1の資本的支出は2億8,544万7,157円で、項1建設改良費1億9,209万9,124円、目1の原水及び浄水設備新設改良費、節1の工事請負費1,666万円は国司、福原浄水場の制御盤の取りかえ工事費でございます。

目2の配水施設新設改良費1,955万2,085円、節2の工事請負費1,749万6,000円は下水道工事に伴う支障水道管の布設がえ工事費でございます。

次に、15ページをお願いいたします。目3営業設備費、節1の量水器購入費458万7,400円は、内訳といたしまして、13ミリ830個、20ミリ95個、25ミリ25個、30ミリ5個、40ミリ16個、50ミリ5個となっております。

次に、目4甲立浄水場移転事業費1億5,129万9,639円につきましては、節4の委託料2,023万円、浄水場実施設計費、節5の工事請負費1億2,544万3,000円は浄水場の敷地造成費、導配水管の工事費でございます。次に節6公有財産購入費303万9,085円は、浄水場用地といたしまして山林6,078平米を高田郡森林組合より購入いたしました。節7の補償補填及び賠償金でございますが、142万1,600円は立木の補償費でございます。

次に、項2企業債償還金9,334万8,033円は水道事業に伴う借入金の償還金でございます。

なお、企業債の明細は17ページにとじてありますので、よろしく願いいたします。

以上で要点の説明を終わらせていただきます。



- 川角委員長 説明は終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。  
今村委員。
- 今村委員 年間の有収率が平均して極めてちょっと低いんじゃないかというふうに思うわけですが、特に吉田の有収率が低うございます。この点についての説明と、これを高めるための対策としてどういったようなことが考えられるのか、そこら辺の御見解があればお願いをしたいと思います。
- 川角委員長 答弁を求めます。  
山本上下水道課長。
- 山本上下水道課長 有収率を上げていくためには日夜努力はいたしております。もちろん専門の業者等にも委託して漏水調査等を行い、修理修繕を重ねてまいっておるわけですが、何せ当時創設から40年という長きにわたって、管路ももちろん延長が長くなっております。したがって、老朽した管から漏水というのが非常にふえてきたということでございまして、これからは今、老朽管更新とかいろんな事業があります。そういうものにも取り組んで有収率を上げてまいりたいとは考えております。
- 川角委員長 ほかに質疑はございますか。  
金行委員。
- 金行委員 今の有収率と関係あるんですけど、課長言われたように、非常に老朽化しておりますよね。この19年の決算にもかなりお金がかかっておりますが、有収率等々もあるんですけど、それ以前に投資をして老朽化を前倒して直していくという考えはあるのか、1点お聞きします。破裂して直すんじゃないに、先行で直すという考えがあるのか1点お聞きします。
- 川角委員長 答弁を求めます。  
金岡産業建設部長。
- 金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございますが、これは水道事業全般にかかわる大きな課題であるということで、いわゆる全国的な問題としても今クローズアップをされているような状況でございます。本来なら、御指摘のように事前に予防策として事業に取り組むのが本来の形であると思うんですが、非常に予算的な問題と申しますか経費もかかりますので、現状ではある程度の予測、あるいは対症療法というのが結果としての状況でございます。今後、これらに対しまして国のほうもいろいろ支援策を十分考えてもらえればまた取り組み方も違ってくると思うんですが、非常に厳しい経営状況の中での取り組みということで、十分、今できてないのが現状でございます。なるべくそういうこと、早期に管などが壊れましたら早く対応するということが十分準備していきたいと思っております。
- 川角委員長 ほかに質疑はございますか。  
〔質疑なし〕  
それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。  
以上で本日の日程は終了いたし、散会いたします。  
次回は、10月2日午前10時に再開いたします。  
御苦労さまでございました。

~~~~~

午後0時02分 散会